

令和 8 年 5 月 29 日 千代田 税務署長 殿		所 轄 業 種 課 税 要 否 別 格 等	青色申告 一連番号
納税地 東京都千代田区簡單町1-1 電話 (03) 1234 - 5678	通算グループ 整理番号	税 務 署 税 務 所 税 務 支 所	整理番号 1 2 3 4 0 0 0 1
(フリガナ) カチョウカンタンジョウジ	通算親法人 整理番号	法人区分 事業種目 便利屋	事業年度 (至) 年 月 日
法人名 株式会社超簡単商事	期末現在の資本金の額又は出資金の額 1,000,000円 非中小法人	同非区分 旧納税地及び旧法人名等	売上金額 年 月 日
法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 0 0 1	同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人に該当しないもの	添付書類	申告年月日 年 月 日
(フリガナ) カタン タロウ	特 定 同 族 会 社 同 族 会 社 非 同 族 会 社	法人税 申請 期限 修正 地方 法人税 申請 期限 修正	通信日付印 確 認 庁 指 定 局 指 定 指導等 区 分
代表者 簡単 太郎	旧納税地及び旧法人名等	申告区分	年 月 日
代表者住所 千代田区簡單町1-1	添付書類	申告区分	申告区分

令和 7 年 4 月 1 日

事業年度分の法人税 確定 申告書

令和 8 年 3 月 31 日

課税事業年度分の地方法人税 確定 申告書

(中間申告の場合 令和 年 月 日)

適用額明細書提出の有無	有	無
税理士法第30条の書面提出有	有	無
税理士法第33条の2の書面提出有	有	無

所得金額又は欠損金額 (別表四「52」の①)	1	5 0 0 0 0 0 0
法人税額 (48) + (49) + (50)	2	7 5 0 0 0 0
法人税額の特別控除額 (別表六「6」5)	3	
税額控除超過額相当額の加算額	4	
課税土地譲渡利益金額 (別表三「(二)」24) + (別表三「(二)」25) + (別表三「(二)」26)	5	0 0 0
同上に対する税額 (62) + (63) + (64)	6	0
課税留保金額 (別表三「(一)」4)	7	0 0 0
同上に対する税額 (別表三「(一)」8)	8	
法人税額計 (2) - (3) + (4) + (6) + (8)	9	7 5 0 0 0 0
分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額 (別表六「(五)」7) + (別表十七「(五)」3)	10	
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	11	
控除税額 ((9) - (10) - (11) + (12)のうち少ない金額)	12	0
差引所得に対する法人税額 (9) - (10) - (11) - (12)	13	7 5 0 0 0 0
中間申告分の法人税額	14	0 0
差引確定 / 中間申告の場合はその法人税額 (13) - (14) の場合は (22) + 記入	15	7 5 0 0 0 0
課税標準法人税額 (21) - (9) + (4) + (6) + (8) + (10) + (11) + (12) + (13) + (14) + (15) + (16) + (17) + (18) + (19) + (20) + (21) + (22) + (23) + (24) + (25) + (26) + (27) + (28) + (29) + (30) + (31) + (32) + (33) + (34) + (35) + (36) + (37) + (38) + (39) + (40) + (41) + (42) + (43) + (44) + (45) + (46) + (47) + (48) + (49) + (50) + (51) + (52) + (53) + (54) + (55) + (56) + (57) + (58) + (59) + (60) + (61) + (62) + (63) + (64) + (65) + (66) + (67) + (68) + (69) + (70) + (71) + (72) + (73) + (74) + (75) + (76) + (77) + (78) + (79) + (80) + (81) + (82) + (83) + (84) + (85) + (86) + (87) + (88) + (89) + (90) + (91) + (92) + (93) + (94) + (95) + (96) + (97) + (98) + (99) + (100) + (101) + (102) + (103) + (104) + (105) + (106) + (107) + (108) + (109) + (110) + (111) + (112) + (113) + (114) + (115) + (116) + (117) + (118) + (119) + (120) + (121) + (122) + (123) + (124) + (125) + (126) + (127) + (128) + (129) + (130) + (131) + (132) + (133) + (134) + (135) + (136) + (137) + (138) + (139) + (140) + (141) + (142) + (143) + (144) + (145) + (146) + (147) + (148) + (149) + (150) + (151) + (152) + (153) + (154) + (155) + (156) + (157) + (158) + (159) + (160) + (161) + (162) + (163) + (164) + (165) + (166) + (167) + (168) + (169) + (170) + (171) + (172) + (173) + (174) + (175) + (176) + (177) + (178) + (179) + (180) + (181) + (182) + (183) + (184) + (185) + (186) + (187) + (188) + (189) + (190) + (191) + (192) + (193) + (194) + (195) + (196) + (197) + (198) + (199) + (200) + (201) + (202) + (203) + (204) + (205) + (206) + (207) + (208) + (209) + (210) + (211) + (212) + (213) + (214) + (215) + (216) + (217) + (218) + (219) + (220) + (221) + (222) + (223) + (224) + (225) + (226) + (227) + (228) + (229) + (230) + (231) + (232) + (233) + (234) + (235) + (236) + (237) + (238) + (239) + (240) + (241) + (242) + (243) + (244) + (245) + (246) + (247) + (248) + (249) + (250) + (251) + (252) + (253) + (254) + (255) + (256) + (257) + (258) + (259) + (260) + (261) + (262) + (263) + (264) + (265) + (266) + (267) + (268) + (269) + (270) + (271) + (272) + (273) + (274) + (275) + (276) + (277) + (278) + (279) + (280) + (281) + (282) + (283) + (284) + (285) + (286) + (287) + (288) + (289) + (290) + (291) + (292) + (293) + (294) + (295) + (296) + (297) + (298) + (299) + (300) + (301) + (302) + (303) + (304) + (305) + (306) + (307) + (308) + (309) + (310) + (311) + (312) + (313) + (314) + (315) + (316) + (317) + (318) + (319) + (320) + (321) + (322) + (323) + (324) + (325) + (326) + (327) + (328) + (329) + (330) + (331) + (332) + (333) + (334) + (335) + (336) + (337) + (338) + (339) + (340) + (341) + (342) + (343) + (344) + (345) + (346) + (347) + (348) + (349) + (350) + (351) + (352) + (353) + (354) + (355) + (356) + (357) + (358) + (359) + (360) + (361) + (362) + (363) + (364) + (365) + (366) + (367) + (368) + (369) + (370) + (371) + (372) + (373) + (374) + (375) + (376) + (377) + (378) + (379) + (380) + (381) + (382) + (383) + (384) + (385) + (386) + (387) + (388) + (389) + (390) + (391) + (392) + (393) + (394) + (395) + (396) + (397) + (398) + (399) + (400) + (401) + (402) + (403) + (404) + (405) + (406) + (407) + (408) + (409) + (410) + (411) + (412) + (413) + (414) + (415) + (416) + (417) + (418) + (419) + (420) + (421) + (422) + (423) + (424) + (425) + (426) + (427) + (428) + (429) + (430) + (431) + (432) + (433) + (434) + (435) + (436) + (437) + (438) + (439) + (440) + (441) + (442) + (443) + (444) + (445) + (446) + (447) + (448) + (449) + (450) + (451) + (452) + (453) + (454) + (455) + (456) + (457) + (458) + (459) + (460) + (461) + (462) + (463) + (464) + (465) + (466) + (467) + (468) + (469) + (470) + (471) + (472) + (473) + (474) + (475) + (476) + (477) + (478) + (479) + (480) + (481) + (482) + (483) + (484) + (485) + (486) + (487) + (488) + (489) + (490) + (491) + (492) + (493) + (494) + (495) + (496) + (497) + (498) + (499) + (500) + (501) + (502) + (503) + (504) + (505) + (506) + (507) + (508) + (509) + (510) + (511) + (512) + (513) + (514) + (515) + (516) + (517) + (518) + (519) + (520) + (521) + (522) + (523) + (524) + (525) + (526) + (527) + (528) + (529) + (530) + (531) + (532) + (533) + (534) + (535) + (536) + (537) + (538) + (539) + (540) + (541) + (542) + (543) + (544) + (545) + (546) + (547) + (548) + (549) + (550) + (551) + (552) + (553) + (554) + (555) + (556) + (557) + (558) + (559) + (560) + (561) + (562) + (563) + (564) + (565) + (566) + (567) + (568) + (569) + (570) + (571) + (572) + (573) + (574) + (575) + (576) + (577) + (578) + (579) + (580) + (581) + (582) + (583) + (584) + (585) + (586) + (587) + (588) + (589) + (590) + (591) + (592) + (593) + (594) + (595) + (596) + (597) + (598) + (599) + (600) + (601) + (602) + (603) + (604) + (605) + (606) + (607) + (608) + (609) + (610) + (611) + (612) + (613) + (614) + (615) + (616) + (617) + (618) + (619) + (620) + (621) + (622) + (623) + (624) + (625) + (626) + (627) + (628) + (629) + (630) + (631) + (632) + (633) + (634) + (635) + (636) + (637) + (638) + (639) + (640) + (641) + (642) + (643) + (644) + (645) + (646) + (647) + (648) + (649) + (650) + (651) + (652) + (653) + (654) + (655) + (656) + (657) + (658) + (659) + (660) + (661) + (662) + (663) + (664) + (665) + (666) + (667) + (668) + (669) + (670) + (671) + (672) + (673) + (674) + (675) + (676) + (677) + (678) + (679) + (680) + (681) + (682) + (683) + (684) + (685) + (686) + (687) + (688) + (689) + (690) + (691) + (692) + (693) + (694) + (695) + (696) + (697) + (698) + (699) + (700) + (701) + (702) + (703) + (704) + (705) + (706) + (707) + (708) + (709) + (710) + (711) + (712) + (713) + (714) + (715) + (716) + (717) + (718) + (719) + (720) + (721) + (722) + (723) + (724) + (725) + (726) + (727) + (728) + (729) + (730) + (731) + (732) + (733) + (734) + (735) + (736) + (737) + (738) + (739) + (740) + (741) + (742) + (743) + (744) + (745) + (746) + (747) + (748) + (749) + (750) + (751) + (752) + (753) + (754) + (755) + (756) + (757) + (758) + (759) + (760) + (761) + (762) + (763) + (764) + (765) + (766) + (767) + (768) + (769) + (770) + (771) + (772) + (773) + (774) + (775) + (776) + (777) + (778) + (779) + (780) + (781) + (782) + (783) + (784) + (785) + (786) + (787) + (788) + (789) + (790) + (791) + (792) + (793) + (794) + (795) + (796) + (797) + (798) + (799) + (800) + (801) + (802) + (803) + (804) + (805) + (806) + (807) + (808) + (809) + (810) + (811) + (812) + (813) + (814) + (815) + (816) + (817) + (818) + (819) + (820) + (821) + (822) + (823) + (824) + (825) + (826) + (827) + (828) + (829) + (830) + (831) + (832) + (833) + (834) + (835) + (836) + (837) + (838) + (839) + (840) + (841) + (842) + (843) + (844) + (845) + (846) + (847) + (848) + (849) + (850) + (851) + (852) + (853) + (854) + (855) + (856) + (857) + (858) + (859) + (860) + (861) + (862) + (863) + (864) + (865) + (866) + (867) + (868) + (869) + (870) + (871) + (872) + (873) + (874) + (875) + (876) + (877) + (878) + (879) + (880) + (881) + (882) + (883) + (884) + (885) + (886) + (887) + (888) + (889) + (890) + (891) + (892) + (893) + (894) + (895) + (896) + (897) + (898) + (899) + (900) + (901) + (902) + (903) + (904) + (905) + (906) + (907) + (908) + (909) + (910) + (911) + (912) + (913) + (914) + (915) + (916) + (917) + (918) + (919) + (920) + (921) + (922) + (923) + (924) + (925) + (926) + (927) + (928) + (929) + (930) + (931) + (932) + (933) + (934) + (935) + (936) + (937) + (938) + (939) + (940) + (941) + (942) + (943) + (944) + (945) + (946) + (947) + (948) + (949) + (950) + (951) + (952) + (953) + (954) + (955) + (956) + (957) + (958) + (959) + (960) + (961) + (962) + (963) + (964) + (965) + (966) + (967) + (968) + (969) + (970) + (971) + (972) + (973) + (974) + (975) + (976) + (977) + (978) + (979) + (980) + (981) + (982) + (983) + (984) + (985) + (986) + (987) + (988) + (989) + (990) + (991) + (992) + (993) + (994) + (995) + (996) + (997) + (998) + (999) + (1000) + (1001) + (1002) + (1003) + (1004) + (1005) + (1006) + (1007) + (1008) + (1009) + (1010) + (1011) + (1012) + (1013) + (1014) + (1015) + (1016) + (1017) + (1018) + (1019) + (1020) + (1021) + (1022) + (1023) + (1024) + (1025) + (1026) + (1027) + (1028) + (1029) + (1030) + (1031) + (1032) + (1033) + (1034) + (1035) + (1036) + (1037) + (1038) + (1039) + (1040) + (1041) + (1042) + (1043) + (1044) + (1045) + (1046) + (1047) + (1048) + (1049) + (1050) + (1051) + (1052) + (1053) + (1054) + (1055) + (1056) + (1057) + (1058) + (1059) + (1060) + (1061) + (1062) + (1063) + (1064) + (1065) + (1066) + (1067) + (1068) + (1069) + (1070) + (1071) + (1072) + (1073) + (1074) + (1075) + (1076) + (1077) + (1078) + (1079) + (1080) + (1081) + (1082) + (1083) + (1084) + (1085) + (1086) + (1087) + (1088) + (1089) + (1090) + (1091) + (1092) + (1093) + (1094) + (1095) + (1096) + (1097) + (1098) + (1099) + (1100) + (1101) + (1102) + (1103) + (1104) + (1105) + (1106) + (1107) + (1108) + (1109) + (1110) + (1111) + (1112) + (1113) + (1114) + (1115) + (1116) + (1117) + (1118) + (1119) + (1120) + (1121) + (1122) + (1123) + (1124) + (1125) + (1126) + (1127) + (1128) + (1129) + (1130) + (1131) + (1132) + (1133) + (1134) + (1135) + (1136) + (1137) + (1138) + (1139) + (1140) + (1141) + (1142) + (1143) + (1144) + (1145) + (1146) + (1147) + (1148) + (1149) + (1150) + (1151) + (1152) + (1153) + (1154) + (1155) + (1156) + (1157) + (1158) + (1159) + (1160) + (1161) + (1162) + (1163) + (1164) + (1165) + (1166) + (1167) + (1168) + (1169) + (1170) + (1171) + (1172) + (1173) + (1174) + (1175) + (1176) + (1177) + (1178) + (1179) + (1180) + (1181) + (1182) + (1183) + (1184) + (1185) + (1186) + (1187) + (1188) + (1189) + (1190) + (1191) + (1192) + (1193) + (1194) + (1195) + (1196) + (1197) + (1198) + (1199) + (1200) + (1201) + (1202) + (1203) + (1204) + (1205) + (1206) + (1207) + (1208) + (1209) + (1210) + (1211) + (1212) + (1213) + (1214) + (1215) + (1216) + (1217) + (1218) + (1219) + (1220) + (1221) + (1222) + (1223) + (1224) + (1225) + (1226) + (1227) + (1228) + (1229) + (1230) + (1231) + (1232) + (1233) + (1234) + (1235) + (1236) + (1237) + (1238) + (1239) + (1240) + (1241) + (1242) + (1243) + (1244) + (1245) + (1246) + (1247) + (1248) + (1249) + (1250) + (1251) + (1252) + (1253) + (1254) + (1255) + (1256) + (1257) + (1258) + (1259) + (1260) + (1261) + (1262) + (1263) + (1264) + (1265) + (1266) + (1267) + (1268) + (1269) + (1270) + (1271) + (1272) + (1273) + (1274) + (1275) + (1276) + (1277) + (1278) + (1279) + (1280) + (1281) + (1282) + (1283) + (1284) + (1285) + (1286) + (1287) + (1288) + (1289) + (1290) + (1291) + (1292) + (1293) + (1294) + (1295) + (1296) + (1297) + (1298) + (1299) + (1300) + (1301) + (1302) + (1303) + (1304) + (1305) + (1306) + (1307) + (1308) + (1309) + (1310) + (1311) + (1312) + (1313) + (1314) + (1315) + (1316) + (1317) + (1318) + (1319) + (1320) + (1321) + (1322) + (1323) + (1324) + (1325) + (1326) + (1327) + (1328) + (1329) + (1330) + (1331) + (1332) + (1333) + (1334) + (1335) + (1336) + (1337) + (1338) + (1339) + (1340) + (1341) + (1342) + (1343) + (1344) + (1345) + (1346) + (1347) + (1348) + (1349) + (1350) + (1351) + (1352) + (1353) + (1354) + (1355) + (1356) + (1357) + (1358) + (1359) + (1360) + (1361) + (1362) + (1363) + (1364) + (1365) + (1366) + (1367) + (1368) + (1369) + (1370) + (1371) + (1372) + (1373) + (1374) + (1375) + (1376) + (1377) + (1378) + (1379) + (1380) + (1381) + (1382) + (1383) + (1384) + (1385) + (1386) + (1387) + (1388) + (1389) + (1390) + (1391) + (1392) + (1393) + (1394) + (1395) + (1396) + (1397) + (1398) + (1399) + (1400) + (1401) + (1402) + (1403) + (1404) + (1405) + (1406) + (1407) + (1408) + (1409) + (1410) + (1411) + (1412) + (1413) + (1414) + (1415) + (1416) + (1417) + (1418) + (1419) + (1420) + (1421) + (1422) + (1423) + (1424) + (1425) + (1426) + (1427) + (1428) + (1429) + (1430) + (1431) + (1432) + (1433) + (1434) + (1435) + (1436) + (1437) + (1438) + (1439) + (1440) + (1441) + (1442) + (1443) + (1444) + (1445) + (1446) + (1447) + (1448) + (1449) + (1450) + (1451) + (1452) + (1453) + (1454) + (1455) + (1456) + (1457) + (1458) + (1459) + (1460) + (1461) + (1462) + (1463) + (1464) + (1465) + (1466) + (1467) + (1468) + (1469) + (1470) + (1471) + (1472) + (1473) + (1474) + (1475) + (1476) + (1477) + (1478) + (1479) + (1480) + (1481) + (1482) + (1483) + (1484) + (1485) + (1486) + (1487) + (1488) + (1489) + (1490) + (1491) + (1492) + (1493) + (1494) + (1495) + (1496) + (1497) + (1498) + (1499) + (1500) + (1501) + (1502) + (1503) + (1504) + (1505) + (1506) + (1507) + (1508) + (1509) + (1510) + (1511) + (1512) + (1513) + (1514) + (1515) + (1516) + (1517) + (1518) + (1519) + (1520) + (1521) + (1522) + (1523) + (1524) + (1525) + (1526) + (1527) + (1528) + (1529) + (1530) + (1531) + (1532) + (1533) + (1534) + (1535) + (1536) + (1537) + (1538) + (1539) + (1540) + (1541) + (1542) + (1543) + (1544) + (1545) + (1546) + (1547) + (1548) + (1549) + (1550) + (1551) + (1552) + (1553) + (1554) + (1555) + (1556) + (1557) + (1558) + (1559) + (1560) + (1561) + (1562) + (1563) + (1564) + (1565) + (1566) + (1567) + (1568) + (1569) + (1570) + (1571) + (1572) + (1573) + (1574) + (1575) + (1576) + (1577) + (1578) + (1579) + (1580) + (1581) + (1582) + (1583) + (1584) + (1585) + (1586) + (1587) + (1588) + (1589) + (1590) + (1591) + (1592) + (1593) + (1594) + (1595) + (1596) + (1597) + (1598) + (1599) + (1600) + (1601) + (1602) + (1603) + (1604) + (1605) + (1606) + (1607) + (1608) + (1609) + (1610) + (1611) + (1612) + (1613) + (1614) + (1615) + (1616) + (1617) + (1618) + (1619) + (1620) + (1621) + (1622) + (1623) + (1624) + (1625) + (1626) + (1627) + (1628) + (1629) + (1630) + (1631) + (1632) + (1633) + (1634) + (1635) + (1636) + (1637) + (1638) + (1639) + (1640) + (1641) + (1642) + (1643) + (1644) + (1645) + (1646) + (1647) + (1648) + (1649) + (1650) + (1651) + (1652) + (1653) + (1654) + (1655) + (1656) + (1657) + (1658) + (1659) + (1660) + (16		

		令和 8 年 5 月 29 日		業務受付印 税務署長殿		青色申告		一連番号			
納税地		東京都千代田区简单町1-1		電話(03) 1234 - 5678		通算グループ整理番号		整理番号		1 2 3 4 0 0 0 1	
(フリガナ)		カチョウカンタンジョウジ		法人区分		東洋法人等の公益法人等、左記以外の公益法人等、信託組等又は特定非営利活動法人等、任意の公益法人等、協会の公益法人等		事業年度(至)		年 月 日	
法人名		株式会社超简单商事		事業種目		便利屋		売上金額		兆 十億 百万	
法人番号		1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 0 0 1		期末現在の資本金の額又は出資金の額		1,000,000円		申告年月日		年 月 日	
(フリガナ)		カタン タロウ		同非区分		特同族会社 非同族会社		通信日付印		確認 庁指定 局指定 指導等 区分	
代表者		简单 太郎		旧纳税地及び旧法人名等				年 月 日		申告区分	
代表者住所		千代田区简单町1-1		添付書類		貸借対照表、損益計算書、株主(社員)資本等変動計算書並びにその摘要、勘定科目の説明簿等、事業報告、組織再編成に係る契約書等の写し、組織再編成に係る移転資産等の明細書		法人税		毛限 修正 地方法人税 毛限 修正	

令和 7 年 4 月 1 日 事業年度分の法人税 確 定 申 告 書

令和 8 年 3 月 31 日 (中間申告の場合、令和 8 年 3 月 31 日)

		適用額明細書提出の有無	☒	☐
税理士法第30条の書面提出有	☒	税理士法第33条の2の書面提出有	☒	☒

		十 億 万 千 円									
この申告書による法人税額の計算	所得金額又は欠損金額 (別表四「52」の①J)	1					5	0	0	0	0
	法人税額 (48) + (49) + (50)	2					7	5	0	0	0
	法人税額の特別控除額 (別表六(六)「5」)	3									
	税額控除超過額 相当額等の加算額	4									
	土地譲渡金 課税土地譲渡利益金額 (別表三(二)「24」J) + (別表三 (二の二)「25」J) + (別表三(三)「26」J)	5						0	0	0	
	同上に対する税額 (62) + (63) + (64)	6									0
	課税留保金額 (別表三(一)「4」)	7							0	0	0
	同上に対する税額 (別表三(一)「8」)	8									
	法人税額計 (2) - (3) + (4) + (6) + (8)	9						7	5	0	0
	分配調整外国税相当額及び外国関係会社等 に係る控除対象所得税額等相当額の控除額 (別表六(五の二)「7」J) + (別表十七(三の六)「13」J)	10									
	仮装経理に基づく過大申告の 更正に伴う控除法人税額	11									
	控除税額 (9) - (10) - (11)と(18)のうち少ない金額	12									0
	差引所得に対する法人税額 (9) - (10) - (11) - (12)	13						7	5	0	0
	中間申告分の法人税額	14									0
差引確定 (13) - (14)	15						7	5	0	0	
この申告書による地方法人税額の計算	課税標準法人税額 所得の金額に対する法人税額 (2) - (3) + (4) + (6) + (8)の (別表六(二)付表六「14」の計J) + (別表六(二)付表六「14」の計J) + (別表六(二)付表六「14」の計J)	28						7	5	0	0
	課税留保金額に 対する法人税額 (5)	29									0
	課税標準法人税額 (28) + (29)	30						7	5	0	0
	地方法人税額 (53)	31						7	7	2	5
	税額控除超過額相当額の加算額 (別表六(二)付表六「14」の計J)	32									
	課税留保金額に係る地方法人税額 (54)	33									0
	所得地方法人税額 (31) + (32) + (33)	34						7	7	2	5
	分配調整外国税相当額及び外国関係会社等 に係る控除対象所得税額等相当額の控除額 (別表六(五の二)「8」J + (別表十七(三の六) 「4」J)と(34)のうち少ない金額	35									
	仮装経理に基づく過大申告の 更正に伴う控除地方法人税額	36									
	外国税額の控除額 (34) - (35) - (36)と(65)のうち少ない金額	37									
	差引地方法人税額 (34) - (35) - (36) - (37)	38						7	7	0	0
	中間申告分の地方法人税額	39									0
	差引確定 (38) - (39)	40						7	7	0	0
	この申告による還付金額	控除税額の計算	16								
外国税額 (別表六(二)「23」)		17									
計 (16) + (17)		18									0
控除した金額 (12)		19									0
控除しきれなかった金額 (18) - (19)		20									0
所得税額等の還付金額 (20)		21									0
中間納付額 (14) - (13)		22									
欠損金の繰戻しに よる還付請求税額		23									
計 (21) + (22) + (23)		24									0
この申告が修正申告である場合の この申告により納付すべき法人税額 又は減少する還付請求税額 (57)		25									0
欠損金等の当期控除額 (別表七(一)「4」の計J) + (別表七(三)「9」 若しくは「21」又は別表七(四)「10」J)		26									0
翌期へ繰り越す欠損金額 (別表七(一)「5」の合計J)		27									0
外国税額の還付金額 (67)		41									0
中間納付額 (39) - (38)		42									
計 (41) + (42)	43									0	
この申告が修正申告である場合のこの 申告により納付すべき地方法人税額 (61)	44									0	
剰余金・利益の配当 (剰余金の分配)の金額											
残余財産の最 後の分配又は 引渡しの日	令和 年 月 日	決算確定の日	0	8	0	5	2	5			
還付を受ける 金融機関等	銀行 金庫・組合 農協・漁協	本店・支店 出張所 本所・支所	郵便局名等	預金							

別表一 各事業年度の所得に係る申告書―内国法人の分……令七・四・一以後終了事業年度等分

					税 理 士 署 名	
--	--	--	--	--	--------------	--

		事業 年度等		令 7・4・1 令 8・3・31		法人名		株式会社超簡単商事 カ) チョウカンタンショウジ	
法人税額の計算									
(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額 ($((1) \times 800 \text{万円} \times \frac{12}{12})$ のうち少ない金額)又は(別表一付表「5」)		45	500,000	(45)の15%又は 10% 相当額		48	75,000		
(1)のうち特例税率の適用がある協同組合等の年10億円相当額を超える金額 (1)-10億円 $\times \frac{12}{12}$		46	000	(46)の22%相当額		49	0		
その他の所得金額 (1)-(45)-(46)		47	000	(47)の 10% 又は23.2%相当額		50	0		
地方法人税額の計算									
所得の金額に対する法人税額 (28)		51	75,000	(51)の10.3%相当額		53	7,725		
課税留保金額に対する法人税額 (29)		52	000	(52)の10.3%相当額		54	0		
この申告が修正申告である場合の計算									
法人 税額 の 計 算	この 申告 前 の	法人税額	55	外	地方 法人 税額 の 計 算	この 申告 前 の	確定地方法人税額	58	00
		還付金額	56				還付金額	59	
							欠損金の繰戻しによる還付金	60	
							この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 ($((15)-(55))$ 若しくは $((15)+(56))$ 又は $((56)-(24))$)	57	
土地譲渡税額の内訳									
土地譲渡税額 (別表三(二)「25」)		62	0	土地譲渡税額 (別表三(三)「21」)		64	00		
同上 (別表三(二の二)「26」)		63	0						
地方法人税額に係る外国税額の控除額の計算									
外国税額 (別表六(二)「56」)		65		控除しきれなかった金額 (65)-(66)		67	0		
控除した金額 (37)		66							

別表
一次葉

令七・四・一以後終了事業年度等分

事業年度	令7・4・1 令8・3・31	法人名	株式会社超简单商事 カ) チョウカンタンジョウジ
------	-------------------	-----	-----------------------------

令七・四・一以後終了事業年度分

判定基準となる株主等の株式数等の明細

			株 式 数 又 は 出 資 の 金 額 等
--	--	--	-----------------------

[illegible]

所得の金額の計算に関する明細書(簡易様式)

事業年度

令7.4.1
令8.3.31

法人名

株式会社超簡単商事
カチョウカンタンショウジ

別表四(簡易様式) 令七・四・一以後終了事業年度分

御注意

21

沖繩の認定法人の課税の特例等の規定の適用を受ける法人にあつては、別様式による別表四を御使用ください。
「52」の「①」欄の金額は、「②」欄の金額を加算し、これから「※」の金額を加減した額と符合することになります。

区分		総額		処 分	
				留 保	社 外 流 出
		①		②	③
当期利益又は当期欠損の額		1	318,200円	318,200円	配当 その他
加	損金経理をした法人税及び地方法人税(附帯税を除く。)	2			
	損金経理をした道府県民税及び市町村民税	3			
	損金経理をした納税充当金	4	181,800	181,800	
	損金経理をした附帯税(利子税を除く。)、加算金、延滞金(延納分を除く。)及び過怠税	5			その他
	減価償却の償却超過額	6			
	役員給与の損金不算入額	7			その他
	交際費等の損金不算入額	8			その他 0
	通算法人に係る加算額(別表四付表「5」)	9			外※
		10			
	小 計	11	181,800	181,800	外※ 0
減 算	減価償却超過額の当期認容額	12			
	納税充当金から支出した事業税等の金額	13			
	受取配当等の益金不算入額(別表八(一)「5」)	14			※
	外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額(別表八(二)「26」)	15			※
	受贈益の益金不算入額	16			※
	適格現物分配に係る益金不算入額	17			※
	法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額	18			
	所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等	19			※
	通算法人に係る減算額(別表四付表「10」)	20			※
		21			
	小 計	22	0	0	外※ 0
	仮 計	23	500,000	500,000	外※ 0
	(1)+(11)-(22)	24			
	対象純支払利子等の損金不算入額(別表十七(二の二)「29」又は「34」)	25	△		その他
	超過利子額の損金算入額(別表十七(二の三)「10」)	26			※ △
	仮 計	27	500,000	500,000	外※ 0
	((23)から(25)までの計)	28			
	寄附金の損金不算入額(別表十四(二)「24」又は「40」)	29			その他
	法人税額から控除される所得税額(別表六(一)「6の③」)	30			その他
	税額控除の対象となる外国法人税の額(別表六(二の二)「7」)	31			その他
	分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額(別表六(五の二)「5の②」)+(別表十七(三の六)「1」)	32			
	組合等損失額の損金不算入額又は組合等損失超過合計額の損金算入額(別表九(二)「10」)	33			
	合 計	34	500,000	500,000	外※ 0
	(26)+(27)+(29)+(30)+(31)+(32)	35			
	中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額の益金算入額	36			※
	非適格合併又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額	37			※
	差 引	38			
	(34)+(37)+(38)	39	500,000	500,000	外※ 0
	更生欠損金又は民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金の損金算入額(別表七(三)「9」又は「21」)	40	△		※ △
	通算対象欠損金額の損金算入額又は通算対象所得金額の益金算入額(別表七の二「5」又は「11」)	41			※
	差 引	42			
	(39)+(40)±(41)	43	500,000	500,000	外※ 0
	欠損金等の当期控除額(別表七(一)「4の計」)+(別表七(四)「10」)	44	△		※ △
	総 計	45	500,000	500,000	外※ 0
	(43)+(44)	46			
	残余財産の確定の日の属する事業年度に係る事業税及び特別法人事業税の損金算入額	51	△	△	
所得金額又は欠損金額		52	500,000	500,000	外※ 0

簡

利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書

事業 年度	令 7・ 4 ・ 1 令 8・ 3 ・ 31	法人名	株式会社超簡単商事 カ)チョウカンタンショウジ
----------	---------------------------	-----	----------------------------

別表五(一)

令七・四・一以後終了事業年度分

御注意

この表は、通常の場合には次の式により検算が及びます。
期首現在利益積立金額合計「31」① + 別表四留保所得金額又は欠損金額「52」 - 中間分・確定分の法人税等、道府県民税及び市町村民税の合計額 = 中間分・確定分の通算税効果額の合計額 = 差引翌期首現在利益積立金額合計「31」④

I 利益積立金額の計算に関する明細書					
区 分		期 首 現 在 利 益 積 立 金 額	当 期 の 増 減		差 引 翌 期 首 現 在 利 益 積 立 金 額 ①-②+③
			減	増	
		①	②	③	④
利 益 準 備 金	1	円	円	円	円
積 立 金	2				
事業税	3			23,900	23,900
	4				
	5				
	6				
	7				
	8				
	9				
	10				
	11				
	12				
	13				
	14				
	15				
	16				
	17				
	18				
	19				
	20				
	21				
	22				
	23				
	24				
繰越損益金（損は赤）	25			318,200	318,200
納 税 充 当 金	26			157,900	157,900
未 納 法 人 税 等 （各事業年度の所得に対するものに限る。）	未納法人税及び未納地方法人税（附帯税を除く。）	27	△	△	△
				中間 △ 確定 △	82,700
	未払通算税効果額（附帯税の額に係る部分の金額を除く。）	28		中間 確定	0
	未納道府県民税（均等割を含む。）	29	△	△	△
				中間 △ 確定 △	75,200
	未納市町村民税（均等割を含む。）	30	△	△	△
				中間 △ 確定 △	
	差 引 合 計 額	31	0	0	342,100

II 資本金等の額の計算に関する明細書					
区 分		期 首 現 在 資 本 金 等 の 額	当 期 の 増 減		差 引 翌 期 首 現 在 資 本 金 等 の 額 ①-②+③
			減	増	
		①	②	③	④
資 本 金 又 は 出 資 金	32	1,000,000 円	円	円	1,000,000 円
資 本 準 備 金	33	0			0
	34				
	35				
差 引 合 計 額	36	1,000,000	0	0	1,000,000

租税公課の納付状況等に関する明細書

事業年度	令7・4・1 令8・3・31	法人名	株式会社超簡単商事 カチョウカンタンショウジ
------	-------------------	-----	---------------------------

別表五(二) 令七・四・一以後終了事業年度分

税 目 及 び 事 業 年 度				期 首 現 在	当期発生税額	当 期 中 の 納 付 税 額			期 末 現 在
				未 納 税 額		充 当 金 取 崩 し に よ る 納 付	仮 払 経 理 に よ る 納 付	損 金 経 理 に よ る 納 付	未 納 税 額 ①+②-③-④-⑤
				①			②	③	④
法 地 人 方 税 法 及 人 び 税	：			1	円		円	円	円
	：			2					
	当 期 分	中	間	3					
		確	定	4					
	計			5	0	82,700	0	0	82,700
道 府 県 民 税	：			6					
	：			7					
	当 期 分	中	間	8					
		確	定	9		75,200			75,200
	計			10	0	75,200	0	0	75,200
市 町 村 民 税	：			11					
	：			12					
	当 期 分	中	間	13					
		確	定	14					
	計			15	0	0	0	0	0
特 別 法 人 事 業 税 及 び 事 業 税	：			16					
	令 7 　 　 4 　 　 1 令 8 　 　 3 　 　 31			17		23,900			23,900
	当 期 中 間 分			18					
	計			19	0	23,900	0	0	23,900
そ の 他	損 金 算 入 の も の	利 子 税	20						
		延 滞 金 (延納に係るもの)	21						
			22						
			23						
	損 金 不 算 入 の も の	加 算 税 及 び 加 算 金	24						
		延 滞 税	25						
		延 滞 金 (延納分を除く。)	26						
		過 怠 税	27						
			28						
			29						

納 税 充 当 金 の 計 算											
期 首 納 税 充 当 金			30	円	取 崩 額	損 金 算 入 の も の			36	円	
繰 入 額	損 金 経 理 を し た 納 税 充 当 金			31		181,800	損 金 不 算 入 の も の			37	
				32						38	
	計 (31) + (32)			33		181,800	仮 払 税 金 消 却			39	
取 崩 額	法 人 税 額 等 (5の③)+(10の③)+(15の③)			34		0	計 (34)+(35)+(36)+(37)+(38)+(39)			40	0
	事 業 税 及 び 特 別 法 人 事 業 税 (19の③)			35		0	期 末 納 税 充 当 金 (30) + (33) - (40)			41	181,800

通算法人の通算税効果額又は連結法人税個別帰属額及び連結地方法人税個別帰属額の発生状況等の明細								
事 業 年 度				期 首 現 在	当 期 発 生 額	当 期 中 の 決 済 額		期 末 現 在
				未 決 済 額		支 払 額	受 取 額	未 決 済 額
				①	②	③	④	⑤
：				42	円	円	円	円
：				43				
当	期	分	44		中間	円		
				確定				
計			45	0	0	0	0	0

役員給与等の内訳書

役員給与等の内訳													
役職名	氏名	代表者との関係	常勤・非常勤の別	役員給与計	左の内訳								退職給与
					使用人職務分	使用人職務分以外				その他			
						定期同額給与	事前確定届出給与	業績連動給与					
担当業務	住所			百万千円	百万千円	百万千円	百万千円	百万千円	百万千円	百万千円	百万千円	百万千円	
取締役	簡単太郎		常・非	500000		500000							
	千代田区簡単町1-1												
			常・非										
			常・非										
			常・非										
			常・非										
			常・非										
			常・非										
			常・非										
			常・非										
計				500000		500000							

人件費の内訳														
区分			総額				総額のうち代表者及びその家族分							
			百万	千	円	百万千円								
役員給与			5	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0
従業員	給与手当													
	賃金手当													
計			5	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0

(注) 1. 役員給与等の内訳の記載に当たっては、最上段には代表者分を記入してください（他の役員についての記入順は任意）。
 2. 「役員給与計」欄には、役員に対して支給する給与の金額のほか賞与の金額を含み、退職給与の金額を除いた金額を記入してください。
 3. 「左の内訳」の「使用人職務分」欄には、使用人兼務役員に支給した使用人職務分給与の金額を記入してください。
 4. 「使用人職務分以外」の「定期同額給与」欄には、その支給時期が1月以下の一定期間ごとであり、かつ、当該事業年度の各支給時期における支給額が同額である給与など法人税法第34条第1項第1号に掲げる給与の金額を記入してください。
 5. 「使用人職務分以外」の「事前確定届出給与」欄には、その役員の職務につき所定の時期に確定した額の金銭又は確定した数の株式若しくは新株予約権若しくは確定した額の金銭債権に係る法人税法第54条第1項に規定する特定譲渡制限付株式若しくは同法第54条の2第1項に規定する特定新株予約権を交付する旨の定めに基づいて支給する同法第34条第1項第2号に掲げる給与の金額を記入してください。
 6. 「使用人職務分以外」の「業績連動給与」欄には、業務を執行する役員に対して支給する法人税法第34条第1項第3号に掲げる給与の金額を記入してください。
 7. 「使用人職務分以外」の「その他」欄には、上記4.5.6以外の給与の金額を記入してください。
 8. 「従業員」の「給与手当」欄には、事務員の給料・賞与等一般管理費に含まれるものを記入し、「賃金手当」欄には、工具等の賃金等製造原価（又は売上原価）に算入されるものを記入してください。

収受印

納 税 地	東京都千代田区簡單町1－1	整 理 番 号	1 2 3 4 0 0 0 1
(フリガナ)	カチョウカンタンジョウジ	提 出 枚 数	0 1 枚 うち 0 1 枚目
法 人 名	株式会社超簡單商事	事 業 種 目	便利屋 業種番号
法 人 番 号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 0 0 1	※税務署処理欄	提出年月日 令和 年 月 日
期 末 現 在 の 資本金の額又は 出 資 金 の 額	兆 十億 百万 千 円 1 0 0 0 0 0 0		
所得金額又は 欠 損 金 額	十億 百万 千 円 5 0 0 0 0 0		

この用紙はとじこまないでください

当該適用額明細書を再提出する場合には、訂正箇所のみ記載するのではなく、すべての租税特別措置について記載してください。

OCR入力用（この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。）

[illegible]

封利 一連番号 組織 法人名 資本金 通 信 年 月 日 印 確 認 整理番号 事務所 管 理 番 号 申告区分 第 六 号 様 式 (提 出 用) (令 和 六 年 改 正) 受付印 令和 8 年 5 月 29 日 法 人 番 号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 0 0 1 法人税の 令和 年 月 日 の 修 申 ・ 更 正 決 定 再 更 正 による。 申告年月日 年 月 日 所在地 東京都千代田区简单町1-1 (電話 03 - 1234 - 5678) 事業種目 便利店 期末現在の資本金の額又は出資金の額 1000000 同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人等に該当しないもの 非中小法人等 期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額 1000000 期 末 現 在 の 額 1000000 法人名 株式会社超简单商事 (ふりがな) かんたん たろう (ふりがな) 代表者氏名 简单 太郎 経理責任者氏名 加減 異 動

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの事業年度分の事業税の中間申告書 ※ 計 50人超 50人以下 除 1分配 処理事項 (事業税) (特別法人事業税) 摘要 課税標準 税率 税 額 (使用秘密金税額等) 1 (兆 十 億 百万 千 円) 法人税法の規定によって計算した法人税額 7 5 0 0 0 2 試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額 3 還付法人税額等の控除額 4 退職年金等積立金に係る法人税額 5 課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額 7 5 0 0 0 6 2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における戻税標準となる法人税額 7 0 0 0 7 法人税割額 (5 - 6 × 100) 5 2 5 0 8 都民税の特定寄附金税額控除額 9 税額控除超過額相当額の加算額 10 外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額 11 外国の法人税等の額の控除額 12 仮装経理に基づく法人税割額の控除額 13 差引法人税割額 7 - 8 + 9 - 10 - 11 - 12 5 2 0 0 14 既に納付の確定した当期分の法人税割額 0 0 15 租税条約の実施に係る法人税割額の控除額 16 この申告により納付すべき法人税割額 13 - 14 - 15 5 2 0 0 17 算定期間において事務所等を有していた月数 1 2 月 18 均等割額 70,000円 × 17 12 7 0 0 0 0 19 既に納付の確定した当期分の均等割額 0 0 20 この申告により納付すべき均等割額 13 - 19 7 0 0 0 0 21 この申告により納付すべき都民税額 16 + 20 7 5 2 0 0 22 20のうち見込納付額 23 差 引 21 - 22 7 5 2 0 0 24 東 京 都 特 別 区 分 の 課 税 標 準 額 7 5 0 0 0 25 同上に対する税額 24 × 100 5 2 5 0 26 市町村分の課税標準額 0 0 0 27 同上に対する税額 26 × 100 28 中 間 納 付 額 29 還付請求 還付を受けようとする金融機関 支店名 及支払方法 預金種目 口座番号 法人税の期末現在の資本金等の額 法人税の当期の確定税額 決算確定の日 令和 8 ・ 5 ・ 25 解散の日 残余財産の最後の分配又は引渡しの日 申告期限の延長の処分 (承認)の有無 事業税 有・無 法人税 有・無 法人税の申告書の種類 有・その他 この申告が中間申告の場合の計算期間 翌期の中間申告の要否 要・否 国外関連者の有無 有・無

封利 一連番号 組織 法人名 資本金 分非 自主 事延 都延 申告区分 1 0 6 事務所 管 理 番 号 申告年月日 令和 8 年 5 月 29 日 法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 0 0 1 法人税の 令和 年 月 日 修正 更正 決定 再更正 による。 事業種目 便利屋 期末現在の資本金の額又は出資金の額 1 0 0 0 0 0 0 同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人等に該当しないもの 非中小法人等 期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額 1 0 0 0 0 0 0 期末現在の額 1 0 0 0 0 0 0 所在地 東京都千代田区简单町1-1 (電話 03 - 1234 - 5678) 法人名 株式会社超简单商事 代表者氏名 简单 太郎 経理責任者氏名

申告書 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの事業年度分の事業税の中間申告 都民税の中間申告 特別法人事業税 申告書 計 50人超 50人以下 除 分配

(事業税) 摘要 課税標準 税率 税額 所得金額総額 5 0 0 0 0 0 0 税率 3.5 税額 1 7 5 0 0 0 軽減税率不適用法人の金額 0 0 0 0 0 0 付加価値額総額 0 0 0 0 0 0 資本金等の額総額 0 0 0 0 0 0 収入金額総額 0 0 0 0 0 0 合計事業税額 1 7 5 0 0 0 差引事業税額 1 7 5 0 0 0 均等割 70,000円 × 12 7 0 0 0 0 0 既に納付の確定した当期分の均等割額 0 0 0 0 0 0 市町村分の課税標準額 0 0 0 0 0 0 市町村 法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額 5 0 0 0 0 0 0 関与税理士名 (電話)

(都民税) (東京都の場合) 摘要 課税標準 税率 税額 所得割に係る特別法人事業税額 1 7 5 0 0 0 税率 37.0 税額 6 4 0 0 0 0 合計特別法人事業税額 6 4 0 0 0 0 差引 6 4 0 0 0 0 東場京 特別区分の課税標準額 7 5 0 0 0 0 同上に対する税額 5 2 5 0 市町村分の課税標準額 0 0 0 0 同上に対する税額 0 0 0 0 中間納付額 7 5 2 0 0 0 決算確定の日 令和 8 . 5 . 25 解散の日 . . 残余財産の最後の分配又は引渡しの日 . . 申告期限の延長の処分 (承認)の有無 事業税 有・無 法人税 有・無 法人税の申告書の種類 有・その他 この申告が中間申告の場合の計算期間 . . 翌期の中間申告の要否 要・否 国外関連者の有無 有・無

均等割額の計算に関する明細書

事業年度		令和 7・ 4・ 1 令和 8・ 3・ 31		法人名		株式会社超简单商事			
事務所、事業所又は寮等(事務所等)の従業者数の明細				市町村の存する区域 内における従たる事 務所等		名 称 (外 箇所)		所 在 地	
								市 町 村	
東京都内における主たる 事務所等の所在地		事務所等を有 していた月数		従業者数の 合計数		当該事業年度(算定期間)中の従たる事務所等の設置・廃止及び主たる事務所等の異動			
千代田 区 簡単町 1 丁目 1 番 号 市(町村)		12 月		1 人		異 動 区 分		異 動 の 年 月 日	
						名 称		所 在 地	
特別区内における従たる事務所等						設 置		・ ・	
所 在 地		名 称 (外 箇所)		月数		従業者数の 合計数		廃 止	
1 千代田区								・ ・	
2 中央区								旧の主 たる事 務所等	
3 港区								(月)	
4 新宿区								均 等 割 額 の 計 算	
5 文京区								区 分	
6 台東区								税 率 (年 額) (ア)	
7 墨田区								月 数 (イ)	
8 江東区								区 数 (ウ)	
9 品川区								税 額 計 算 (ア)×(イ)÷12×(ウ)	
10 目黒区								円	
11 大田区								円	
12 世田谷区								0,0	
13 渋谷区								0,0	
14 中野区								0,0	
15 杉並区								0,0	
16 豊島区								0,0	
17 北区								0,0	
18 荒川区								0,0	
19 板橋区								0,0	
20 練馬区								0,0	
21 足立区								0,0	
22 葛飾区								0,0	
23 江戸川区								0,0	
合 計 (主たる事務所等の従業者数の合計数を含む。)						1		備 考	

異 動		異 動 の	名 称	所 在 地
区 分		年 月 日		
設 置		・ ・		
廃 止		・ ・		
旧の主 たる事 務所等		・ ・ (月)		
均 等 割 額 の 計 算				
区 分		税 率 (年 額) (ア)	月 数 (イ)	区 数 (ウ)
特別区 のみに 事務所等 を有する 場合	主たる 事務所等 所在の 特別区	事務所等の 従業者数 50人超 ①	円	月
		事務所等の 従業者数 50人以下②	円	月
	従たる 事務所等 所在の 特別区	事務所等の 従業者数 50人超 ③	円	月
		事務所等の 従業者数 50人以下④	円	月
道 府 県 分 ⑤			円	月
特別区(市町村分)	事務所等の 従業者数 50人超 ⑥		円	月
	事務所等の 従業者数 50人以下 ⑦		円	月
			円	月
納 付 す べ き 均 等 割 額 ①+②+③+④ 又は ⑤+⑥+⑦ ⑧				円

この明細書は、特別区に事務所、事業所又は寮等を有する法人が、中間・確定申告書(第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3))、予定申告書(第6号の3様式、第6号の3様式(その2)又は第6号の3様式(その3))を提出する場合に添付してください。

この印刷物は、リサイクルできません。

法人事業概況説明書

F B 1 0 0 7



別添「法人事業概況説明書の書き方」を参考に記載し、法人税申告書等に一部添付して提出してください。
なお、記載欄が不足する項目につきましては、お手数ですが、適宜の用紙に別途記載の上、添付願います。

整理番号 1 2 3 4 0 0 0 1

法人名	屋号 ()	事業年度	自令和 7 年 4 月 1 日	税務署
	株式会社超簡単商事	至令和 8 年 3 月 3 1 日	処理欄	
法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 0 0 1	電話 (03) 1234 - 5678	自社ホームページの有無	有 ☒ 無 ☐
1 事業内容	(便利屋) 業	2 支店・子会社の状況	(1) 国内 支店・店舗数	(2) 国内 国内子会社の数
			支店・店舗数	海外 海外子会社の数
			所在地国1 従業員数	所在地国2 従業員数
			3 海外取引状況	(1) 取引種類
4 期末従業員等の状況	(1) 常勤役員	1	(2) 期末従業員	1
	(3) 期末従業員	1	(4) 期末従業員	1
	(5) 期末従業員	1	(6) 期末従業員	1
	(7) 期末従業員	1	(8) 期末従業員	1
10 主要科目	売上(収入)高	1 0 0 0	特別損失	
	売上(収入)原価		税引前当期損益	5 0 0
	期首棚卸高		資産の部合計	1 5 0 0
	期末棚卸高		現金預金	1 5 0 0
11 代表者に対する報酬等の金額	役員報酬	5 0 0	貸付金	
	従業員給料		受取手形	
	交際費		売掛金	
	減価償却費		棚卸資産(未成工事支出金)	
12 貸借料	営業損益	5 0 0	貸付金	
	特別利益		受取手形	
			売掛金	
			棚卸資産(未成工事支出金)	

この用紙はとじこまないでください

OCR入力用(この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。)

「10 主要科目」・「11 代表者に対する報酬等の金額」の各欄は、千円単位で記載してください。

注1 (1)の有・売上欄に該当がある場合
注2 減価償却においては、燃料費、金融業、保険代理業においては、支払利息割引料を記載してください。
注3 金融業、保険代理業においては、売掛金欄には未収利息、買掛金欄には未払利息を記載してください。
注4 「11 代表者に対する報酬等の金額」の各欄は貴社(貴法人)が同業会社の場合に記載してください。

「18月別の売上高等の状況」欄の単位にご注意願います。

12 事業形態	(1) 兼業の状況		(兼業種目)		(兼業割合)		%		13 主な設備等の状況										
	(2) 事業内容の特異性																		
	(3) 売上区分		現金売上		100%		掛売上			%									
14 決済日等の状況	売上	締切日			決済日			16 税理士の関与状況	(1)氏名										
	仕入	締切日			決済日				(2)事務所所在地										
	外注費	締切日			決済日				(3)電話番号										
	給料	締切日	月末		支給日	月末													
15 帳簿類の備付状況	帳簿書類の名称								17 加入組合等の状況	(4)関与状況		☐ 申告書の作成 ☐ 調査立会 ☐ 税務相談 ☐ 決算書の作成 ☐ 伝票の整理 ☐ 補助簿の記帳 ☐ 総勘定元帳の記帳 ☐ 源泉徴収関係事務							
										(役職名)									
										(役職名)									
										営業時間		開店 9 時 ~ 閉店 17 時							
18 月別の売上高等の状況	月別	売上(収入)金額		仕入金金額				外注費		人件費		源泉徴収税額				従業員数			
	4月	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	円	千円	人							
	5月																		
	6月																		
	7月																		
	8月																		
	9月																		
	10月																		
	11月																		
	12月																		
	1月																		
	2月																		
	3月	1,000							500										
計	1,000	0	0	0	0	500	0	0	0										
前 期 の実績																			
19 当期の営業成績の概要																			
20 年末調整関係書類の状況	(1) 年末調整関係申告書の取扱		☐ 有 ☐ 無	(2) 年末調整関係申告書の電磁的方法での受付の可否		☐ 可 ☐ 否	(3) 保険料等の支払を証する書類の電磁的方法での受付の可否		☐ 可 ☐ 否	(4) 従業員による保険料等の支払を証する書類のマイナポータル連携での取得		☐ 有 ☐ 無	☐ 未把握						
	(5) 年末調整手続でのシステム利用		☐ 有 ☐ 無	(6) 年末調整手続で利用するシステム		☐ 国税庁が提供する年末調整控除申告書作成用ソフトウェア ☐ 市販のソフトウェア (名称:)		☐ 自社製ソフトウェア											

当期納税額の設定

(自 令和 7年 4月 1日 至 令和 8年 3月31日)

令和7年 9月 7日

法人税等の税率設定

法	人	税	所得 8 0 0 万円以下	15.000 %			
			所得 8 0 0 万円超え	23.200 %			
地	方	法	人	税	10.300 %		
都	道	府	県	民	税		
				法人税割率	7.000 %		
				均等割額	70,000 円		
市	町	村	民	税			
				法人税割率			
				均等割額			
事		業		税			
				所得 4 0 0 万円以下	3.500 %		
				所得 8 0 0 万円以下	5.300 %		
				所得 8 0 0 万円超え	7.000 %		
特	別	法	人	事	業	税	37.000 %

消費税設定

課 税 区 分	免税
基 準 期 間 の 課 税 売 上 高	
課 税 売 上 高 (税 抜 き)	
免 税 売 上 高	
非 課 税 売 上 高	
課 税 売 上 割 合	

税額集計表

(自 令和 7年 4月 1日 至 令和 8年 3月31日)

令和7年 9月 7日

種類	区分	金額
法人税	所得金額	500,000 円
	当期法人税	75,000 円
	(うち所得税額控除)	0 円
	当期確定法人税	75,000 円
	(うち中間納付額)	0 円
	期末未納付税額 (法人税)	75,000 円
地方法人税	課税標準法人税額	75,000 円
	当期確定地方法人税	7,700 円
	(うち中間納付額)	0 円
	期末未納付税額 (地方法人税)	7,700 円
法人税 (及び地方法人税)	(小計) 期末未納税額	82,700 円

都道府県民税	当期確定法人税割	5,200 円
	(うち中間納付額)	0 円
	期末未納付税額 (法人税割)	5,200 円
	当期確定均等割	70,000 円
	(うち中間納付額)	0 円
	期末未納付税額 (均等割)	70,000 円
市町村民税	(小計) 期末未納税額	75,200 円

事業税	当期確定法人税割	0 円
	(うち中間納付額)	0 円
	期末未納付税額 (法人税割)	0 円
	当期確定均等割	0 円
	(うち中間納付額)	0 円
	期末未納付税額 (均等割)	0 円
特別法人事業税	(小計) 期末未納税額	0 円

事業税	当期確定事業税	17,500 円
	(うち中間納付額)	0 円
	期末未納付税額 (事業税)	17,500 円
特別法人事業税	当期確定特別法人事業税額	6,400 円
	(うち中間納付額)	0 円
	期末未納付税額 (特別法人事業税)	6,400 円
事業税 (及び特別法人事業税)	(小計) 期末未納税額	23,900 円

消費税	当期確定消費税	0 円
	(うち中間納付額)	0 円
	期末未納付税額 (消費税)	0 円
地方消費税	当期確定地方消費税	0 円
	(うち中間納付額)	0 円
	期末未納付税額 (地方消費税)	0 円
消費税 (及び地方消費税)	(小計) 期末未納税額	0 円

合計納税額	当期確定税額	181,800 円
	期末未納付(還付)税額	181,800 円